

第一部  
行政説明

山口県 健康福祉部  
こども・子育て応援局  
こども家庭課 児童環境班長  
長谷川 崇朗



第一部 行政説明

# 山口県のヤングケアラー支援の 状況について

令和4年11月  
山口県こども家庭課

こども家庭課児童環境班の長谷川と申します。本日は、私の方から「山口県のヤングケアラー支援の状況について」、お話の方させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

## ヤングケアラーへの支援について

- 本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行うヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の生活や教育に影響があるということが問題となっている。
- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多く、表面化しにくいことから、学校、福祉サービス事業者、行政機関等の関係機関が連携し、早期に発見し、適切な支援につなげることが必要。

※ヤングケアラーとは  
家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子ども



1

ヤングケアラーの支援につきましては、皆様すでにご存じのところと思いますが、本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行い、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の生活や教育に影響があるということが問題となっております。

ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないことが多いことから表面化しにくいことから、学校、福祉サービス事業者、行政機関等の関係機関が連携し、早期に発見し、適切な支援につなげる、そういう意識が必要な課題となっております。

## 国による全国ヤングケアラー実態調査の実施（R3.3）

### 調査目的及び調査対象、方法等

#### ○調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

#### ○調査の対象、方法等

令和2年12月21日から、以下の中高生に対してWeb調査を実施

##### ①中学2年生（回収数 5,558 人）

- ・全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）の中学校に在籍する中学2年生

##### ②全日制高校（回収数 7,407 人）

- ・全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）の全日制高校に在籍する高校2年生

##### ③定時制高校（回収数 366 人）

- ・各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校の定時制高校に在籍する高校2年生相当

##### ④通信制高校（回収数 446 人）

- ・各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校の公立通信制高校に在籍する生徒

2

ヤングケアラーという言葉については、最近、皆さん初めてお聞きになられた言葉だと思えます。

国による全国ヤングケアラー実態調査が令和3年3月に公表されました。この目的につきましては画面の方にありますように、ヤングケアラーと思われる子ども等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かすための調査ということでございました。

調査の対象につきましては、令和2年12月から、○で書いております4つの対象を調査対象としております。中学2年生、全日制高校の2年生、定時制高校の生徒、通信制高校の生徒ということになりますが、回収数のところをご覧になりましたらわかりますように、国としても、まずヤングケアラーの課題を明らかにしたい抽出調査ということで実施されましたので、回答数につきましても中学2年生で見ると、全国で5000人程度と必ずしも全ての子どもの実態を把握したとは言い切れない調査でございました。

## 実態調査におけるヤングケアラーの定義

本調査における「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」をいう。



3

この実態調査のときに、ヤングケアラーの定義が定められました。ヤングケアラーにつきましては、法令上の定義はございません。

ヤングケアラーという言葉を知って、皆様思い浮かべられる課題というのは様々だと思います。

こういった子どもがヤングケアラーと呼ばれるのか、そういったことはまだ明確には定まっておりません。

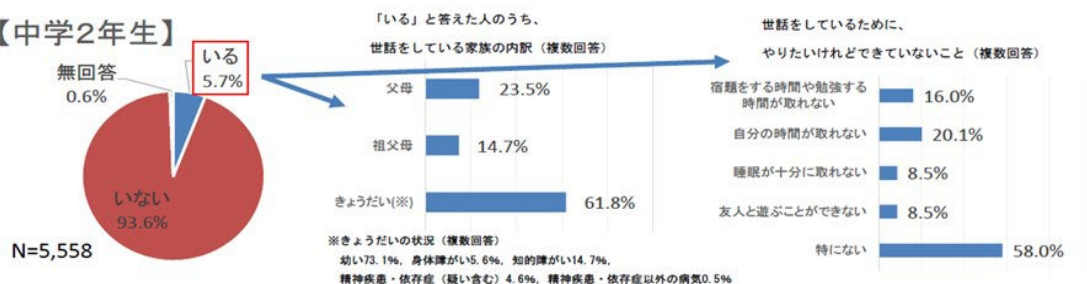
この調査の際には、子どもたちにヤングケアラーの課題が認識されやすいように、ご覧のように10個のパターンを、絵を使って示しております。障がいがある親等に代わって家事をする、幼い兄弟の面倒を見る、そういった家庭内で年齢に見合わない重い責任を負っている、そういう状態があればヤングケアラーかもしれないと、初めてこのときの調査で子どもたちに示されたところがございます。



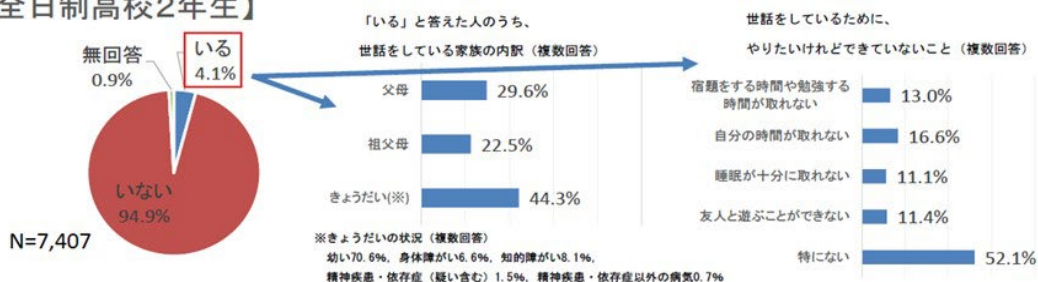
## 実態調査の結果（抜粋）

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

### 【中学2年生】



### 【全日制高校2年生】



実態調査の結果につきましては、大きくテレビや新聞等で報道されました。報道された内容につきましては、今スクリーンの方にありますが、世話をしている家族がいると回答したのは、中学2年生が5.7パーセント、全日制高校の2年生が4.1パーセント、20人に1人がヤングケアラーだといった論調で新聞等の記事が出ているのをご覧になった方もいらっしゃるかもしれません。

しかし、今、国、それから県がヤングケアラーとして支援が必要だと考えているのは、この家庭内で家族の世話をしている子どもということではなくてですね、スクリーンの図で言いますと、中学2年生で言うと、家族の世話をしている5.2パーセントのうち、2つの矢印がのびているうちの右側になりますが、世話をしていることで、やりたいけどやれてないことがあるといったことがあればですね、その子の発達、年齢等に見合わない重い家事や家族の世話の責任を負っている可能性があるのではないかと、そこは支援が必要ではないかと、そこがヤングケアラーとして支援が必要な部分だと考えているところでございます。

# 国による今後の支援策とりまとめ（R3.5）

## ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

### 構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省健康局難病対策課長

文部科学省総合政策局地域学習推進課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

### 現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

5

国の方では、この実態調査を受けまして、今後の支援策が取りまとめられました。

令和3年の5月に発表されましたが、国では厚生労働副大臣と文部科学副大臣が共同の議長となりまして、現状や課題等を分析されて支援策が取りまとめられたところです。



# 国による今後の支援策とりまとめ（R3.5）

## 今後取り組むべき施策

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

6

今、画面の方にございますように、早期発見、把握、支援策の推進、社会的認知度の向上について、国として今後必要だと思われる対策としてまとめられ、公表をされたところです。